

中小企業経営合理化資金保証融資の利用方法

中小企業経営合理化資金保証融資

- 1 目的
市内中小企業者の経営合理化に必要な資金の融通を促進し、もって本市中小企業の振興を図ることを目的とする。
- 2 融資対象者
 - (1) 市内に1年以上居住し、同一事業を1年以上営んでいる中小企業者
 - (2) 市税（市民税、固定資産税、国民健康保険税 軽自動車税など）を完納していること。
 - (3) 信用保証対象業種であること。（農業・林業などは不可。）
 - (4) 福島県信用保証協会の保証制度である「須賀川市中小企業経営合理化資金保証」を利用すること。
- 3 資金使途 運転資金 設備資金
- 4 融資限度額 1企業 1,000万円以内
- 5 融資期間 10年以内
- 6 融資利率 10年以内 年1.5%以内（固定金利）
- 7 信用保証 必ず信用保証を付する
- 8 返済方法 分割返済 ただし、短期資金（1年以内）は一括返済を認める。
- 9 保証人及び担保 福島県信用保証協会の定めるところによる
- 10 申込の際の必要書類（金融機関に提出する書類）
 - ・信用保証委託申込書
 - ・営業調査書
 - ・決算書又は青色申告書
 - ・納税証明書
 - ・許認可、登録を必要とする業種についてはその許認可証又は登録証の写
 - ・申込人及び保証人の固定資産証明書、納税証明書、所得証明書
 - ・法人の場合、登記簿謄本・定款
 - ・設備資金の場合は見積書等
- 11 補助制度
信用保証料補助（20万円限度）が適用されます。

1 利用実績の確認

保証料補助の補助実績は商工課に、利用残高は保証協会にご確認ください。

2 融資実行

福島県信用保証協会の保証制度である「須賀川市中小企業経営合理化資金保証」を必ず付与した上で融資実行してください。

3 保証料補助申請

以下の書類を商工課まで、融資実行後速やかに提出して下さい。

- (1) 須賀川市融資制度信用保証料補助金交付申請書兼実績報告書（第1号様式）
- (2) 補助金等交付請求書
- (3) 須賀川市税の納税証明書（写）
- (4) 信用保証書（写）